

# ○海上幕僚監部表彰審議委員会規則

昭和59年12月10日  
海上幕僚監部達第2号

改正 昭和63年12月13日海上幕僚監部達第1号〔第1次改正〕

平成9年1月20日海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する改組及び情報達29条による改正〕

平成10年12月2日海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達60条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第57条による改正〕

平成27年9月25日 海上自衛隊達第20号〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達26条による改正〕

海上幕僚監部表彰審議委員会規則を次のように定める。

## 海上幕僚監部表彰審議委員会規則

(設置)

第1条 海上幕僚監部に、海上幕僚監部表彰審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる表彰事案について審議し、海上幕僚長の諮問に応ずることを目的とする。

(1) 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第20条の規定に基づき、部隊等から上申された表彰事案

(2) 部隊等から事前連絡のあつた表彰事案

(3) 海上幕僚監部における表彰事案

(構成)

第3条 委員会は、委員長、委員及び幹事をもつて構成する。

2 委員長は、人事教育部長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 総務課長

(2) 人事計画課長

(3) 防衛課長

(4) 指揮通信課長

(5) 装備需品課長

(6) その他委員長の指名する課長等

4 幹事は、補任課長をもつて充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要の都度委員会を招集し、議事を掌理する。

2 委員は、委員会の議事に参加する。

3 幹事は、委員会の運営に関して委員長を補佐する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 表彰の適否

(2) 表彰の区分

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を速やかに海上幕僚長に報告するものとする。

(委任規定)

第7条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この達は、昭和59年12月10日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。